

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示		ページ
○高知県議会定例会の招集	(政策企画課)	1
○基本測量の終了の通知(2件)	(用地対策課)	1
○公共測量の実施の通知(10件)	(")	1
○公共測量の終了の通知(2件)	(")	2
公 告		
○土地改良区の役員の就退任	(農業基盤課)	2
○土地改良区の定款変更の認可	(")	2

告 示

高知県告示第552号

高知県議会定例会を、令和4年6月7日に高知県議会議事堂に招集する。

令和4年5月31日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第553号

国土交通省国土地理院長から令和3年7月高知県告示第465号(基本測量の実施の通知)で告示した基本測量が令和4年3月31日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により告示する。

令和4年5月31日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第554号

国土交通省国土地理院長から令和3年7月高知県告示第466号(基本測量の実施の通知)で告示した基本測量が令和4年3月31日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により告示する。

令和4年5月31日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第555号

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年4月11日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年5月31日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量(用地測量)
- 作業期間
令和4年3月16日から同年8月31日まで
- 作業地域
幡多郡黒潮町上川口地内

高知県告示第556号

国土交通省四国地方整備局渡川ダム統合管理事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年4月11日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年5月31日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量(空中写真測量、数値図化、航空レーザ測量)
- 作業期間
令和4年4月11日から同年11月30日まで
- 作業地域
横瀬川ダム貯水池周辺

高知県告示第557号

国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年4月15日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年5月31日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量(用地測量)
- 作業期間
令和4年4月1日から同年7月29日まで
- 作業地域
吾川郡いの町

高知県告示第558号

高知県土木部幡多土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年4月21日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年5月31日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量(基準点測量、現地測量、路線測量)
- 作業期間
令和4年5月9日から令和5年1月8日まで
- 作業地域
四万十市西土佐西ヶ方

高知県告示第559号

高知県土木部幡多土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年4月22日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年5月31日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量(基準点網図作成)
- 作業期間
令和4年4月20日から同年9月26日まで
- 作業地域
四万十市津蔵測地域

高知県告示第560号

高知県土木部中央東土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年4月22日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年5月31日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量(現地測量)
- 作業期間
令和4年5月2日から同年9月30日まで
- 作業地域
香美市物部町安丸から五王堂地区まで

高知県告示第561号

高知県土木部中央東土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年4月28日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年5月31日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量(基準点測量、路線測量)
- 作業期間
令和4年4月25日から令和5年3月15日まで
- 作業地域
南国市稲生

高知県告示第562号

高知県土木部須崎土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年4月28日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年5月31日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和4年4月28日から同年10月1日まで
- 3 作業地域
須崎市押岡

高知県告示第563号

高知県土木部須崎土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年5月9日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年5月31日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量、現地測量、路線測量）
- 2 作業期間
令和4年5月9日から令和5年1月10日まで
- 3 作業地域
高岡郡中土佐町

高知県告示第564号

高知県土木部中央東土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年5月9日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年5月31日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量、現地測量、路線測量）
- 2 作業期間
令和4年5月16日から令和5年3月15日まで
- 3 作業地域
南国市十市

高知県告示第565号

国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から令和3年7月高知県告示第500号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和3年10月29日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年5月31日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第566号

国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から令和3年7月高知県告示第501号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和3年10月29日に終わった旨の通知があったので、測

量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年5月31日

高知県知事 濱田 省司

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、久枝土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。

令和4年5月31日

高知県知事 濱田 省司

- | | | |
|------|-------|---------------|
| 役名 | 氏名 | 住 所 |
| (退任) | | |
| 理事 | 山本 信義 | 南国市下島75番地7 |
| (就任) | | |
| 理事 | 常德 孝司 | 南国市下島丙115番地の2 |

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、永田土地改良区の定款の変更を令和4年5月19日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年5月31日

高知県知事 濱田 省司